

確 認 書

令和 年 月 日

（あて先）志木市長 様

申込者 住 所（所在地）

氏 名（名称）

印

志木市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）第 7 条の規定に基づく有料広告の申込みに当たり、同要綱第 2 条及び志木市有料広告の制限に関する基準（平成 23 年 8 月 1 日施行）に欠格事項として掲げる下記のいずれにも該当しないことを確認しました。

記

1. 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業等に該当するもの
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するもの
4. 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
5. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
6. 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業とされる業種
7. 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
8. ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
9. 投機的商品に関する業種
10. たばこに関する業種
11. 占い又は運勢判断に関する業種
12. 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
13. 法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
14. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始している事業者
15. 各種法令に違反している事業者
16. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
17. 市又は行政機関等の市民相談窓口又は消費生活相談窓口等に苦情相談があり、その内容が悪質と認められる事業者
18. 市税等を滞納している事業者
19. 社会問題を起こしている業種又は事業者
20. 物品やサービスの販売を行っているのに、その旨が分かりにくい事業者
21. 通信関連で実態やサービスが不明確な事業者